

判例評釈 自動車商品企画情報刑事事件 （日産営業秘密刑事事件）最高裁決定

最二決平成 30 年 12 月 3 日刑集第 72 卷 6 号 569 頁⁽¹⁾

会員・久留米大学法学部教授 帖佐 隆

要 約

不正競争防止法営業秘密刑事事件について最高裁判決がひとつ出された。これは、同法 21 条 1 項 3 号について争われたものであるが、主観的要件である「不正の利益を得る目的」の要件に対する解釈が争点となった。

この「不正の利益を得る目的」を含む不正利得加害目的（主観的要件）には、積極的動機説と消極的動機説がある。原判決は、消極的動機説に近いように思われる判決であったが、本判決は、積極的動機説と親和性のある判決であると解される。

また、21 条 1 項 3 号における「不正利得加害目的」は「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」の形で解釈されるべきであるが、本判決では、そのように解することも可能であるように思われる。

21 条 1 項 3 号は対象行為が日常生活と重なるため、その該当性の認定は慎重であるべきであるが、本判決での認定は妥当であろう。

目次

第一、当該事件と裁判内容について

1. 事実の概要
2. 争点
3. 判旨

第二、評釈（検討）

1. 本判決の位置付けとポイント
2. 営業秘密侵害罪の保護法益について
3. 3号特有の問題について
4. 目的要件の呼称について～「図利加害目的」ではなく「不正利得加害目的」である。
5. 「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」（不正利得加害目的）の解釈論について筆者の考え方
 - (1) 積極的動機説か消極的動機説か
 - ①積極的限定という趣旨
 - ②背任罪とは文言が異なること
 - ③「不正」の語の意義
 - (2) 3号における「不正利得加害目的」の考え方について
 - (3) 第三者利得目的は含まれるか
 - (4) 「利益」は経済的利益に限られるか
6. 本判決の説示について
 - (1) 規範的説示について
 - ①積極的動機説か消極的動機説か
 - ②「不正の利益を得る目的」の意義等について
 - ③小括

- (2) 退職後の利用への推認について

- (3) Y側の反論について

- (4) 原判決等との比較について

- ①原判決との比較

- ②地裁（第一審）判決との比較

7. おわりに

第一、当該事件と裁判内容について

1. 事実の概要

Yは、自動車の開発、製造、売買等を業とするA（日産自動車株式会社）に勤務し、Aが秘密として管理しているAの自動車の商品企画に関する情報などであって公然と知られていないものを、Aのサーバーコンピュータに保存されたそれらの情報にアクセスするための識別符号であるID及びパスワードを付与されて、示されていた。

第一の行為として、Yは、自宅において、Aから貸与されていたパーソナルコンピュータを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、あらかじめ同パーソナルコンピュータに保存していた前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル8件等が含まれたフォルダを同パーソナルコンピュータか

ら自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成した。

第二の行為として、Yは、Aのテクニカルセンターにおいて、不正の利益を得る目的で、Aから貸与されていた前記パーソナルコンピュータを使用して前記サーバーコンピュータにアクセスし、前記自動車の商品企画に関する情報などであるデータファイル4件等が含まれたフォルダを同サーバーコンピュータから自己所有のハードディスクに転送させて同データファイルの複製を作成した。

本事件においては、これらの行為により、不正の利益を得る目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、それぞれ営業秘密を領得⁽²⁾した、とする事件である。

第一審判決は、各データファイルの複製の作成につき、Yにはこれらの情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にして活用しようとしたなどといった不正の利益を得る目的があったものと認めて、各犯罪事実を認定した。そして、原判決もこれを是認した。

これに対して、Y側が、最高裁に上告を行ったものである。

2. 争点

最高裁は、上告については上告理由に該当せずとしたうえで、職権で21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」の有無について判断した。したがって、本最高裁判決に係る争点は、当該目的の有無である。

Y側は、「不正の利益を得る目的」はないとし、事実面の主張として、第一の行為は、業務関係データの整理の目的であるとし、第二の行為は、記念写真の回収を目的であるとした。

そして、解釈論としては、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならない、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらないなどとして争ったものである。

3. 判旨

「Yは、勤務先を退職し同業他社へ転職する直前に、勤務先の営業秘密である前記…の各データファイルを私物のハードディスクに複製しているところ、当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もないな

どの本件事実関係によれば、当該複製がY自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、Yには法21条1項3号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる。」

第二、評釈（検討）

1. 本判決の位置づけとポイント

本判決は、営業秘密侵害罪（不正競争防止法21条1項各号）における「不正の利益を得る目的」の解釈、とりわけ同3号におけるこの目的要件について判断した点に意義がある。

この目的要件の解釈には、積極的動機説と消極的動機説が存在し、考え方の対立がある⁽³⁾。積極的動機説⁽⁴⁾は、行為時に、積極的に「不正の利益を得る目的」（または「保有者に損害を加える目的」）が存在することが必要であるとする説である。一方、消極的動機説⁽⁵⁾とは、目的要件は厳格なものではなく、保有者（背任罪では本人）のためにする行為でなければ、積極的に利益を得る目的がなくても要件を充足するというものである。本判決は、ある一つの事例（本事件における事例）において、この点についての判断がなされたものであるといえよう。

2. 営業秘密侵害罪の保護法益について

この事案及び本判決を考えるにあたっては、営業秘密侵害罪の保護法益を改めて確認しておきたい。なぜ処罰するのかを明確にしておくことが必要だからである。

同罪の保護法益⁽⁶⁾は、(i) 営業秘密の財産的価値（個人的法益）、(ii) 公正な競争秩序（の維持）（社会的法益）であるとされる⁽⁷⁾。このうち前者の意味をさらに明らかにするならば、秘密状態が担保されていることによる財産的価値が、営業秘密の使用・開示により、低下することが法益侵害であるということになる。一方、後者の意味をさらに明らかにするならば⁽⁸⁾、「競争秩序」とは、成果の程度に応じた勝者の決定を歪曲しないとする公的なルールである。一方、営業秘密侵害は、他人の成果を冒用する行為である。したがって、「公正な競争秩序」とは、営業秘密侵害行為という成果の冒用を防ぐことにより、成果の程度に応じた勝者の決定を歪曲しないとする公的なルールとなる⁽⁹⁾

ゆえに、示された営業秘密の使用・開示といった行

為があった場合、上記（i）（ii）の法益が侵害されるため、法益侵害があったとして処罰することになるのである。

3. 3号特有の問題について

加えて、本判決で問題になっているのは21条1項3号であるから、その3号についてさらに考えてみることにする。

21条1項各号のうち、この3号だけは法益侵害がないことが理解される。つまり、この「領得」なる行為は法益侵害に至る前段の行為にすぎず、3号は前段処罰に当たることが理解されよう。いうなれば危険犯処罰という位置づけとなる⁽¹⁰⁾。この点、3号は対応する民事規定が存在しないことから理解されよう。つまり、法益侵害がないがゆえに、この行為自体によって「営業上の利益（の）侵害」は発生しえないから、民事上の規定は存在しないということになる。

このように考えるならば、3号は、他の規定とは異なり、「不正利得加害目的」（次項参照）を持った営業秘密の「領得」が「不正な使用・開示」による法益侵害の危険を高める危険犯であるとして処罰するものであると位置づけられる⁽¹¹⁾。よって、解釈にあたっては、この点、並びに他の号との意味合いの相違について留意しておく必要があるのである。

また、3号が規定する複製行為などは、企業の従業者をはじめ、営業秘密を取り扱う者にとって、日常業務と重なる部分である。ゆえに、「領得」行為の既遂をどのように考えるかの問題もある。そして、前段処罰をとる結果、日常行為ときわめて近接するため、冤罪の危険性がより大きいという3号特有の問題もある⁽¹²⁾。よって、解釈にあたっては、これらの点も充分考慮すべきである。

4. 目的要件の呼称について～「図利加害目的」ではなく「不正利得加害目的」である。

なお、本判決のテーマである、21条1項各号（3号）の目的要件について議論をするうえで、その目的要件を「図利加害目的」と呼称することが広く行われているが⁽¹³⁾、妥当ではなく、これについては「不正利得加害目的」と呼称すべきである。

このような呼称を行うべきことは、佐久間修教授が提唱している。同教授は、「解釈論上は第三者図利目的も含むことから、図利加害目的と略称する例もみら

れるが…文言上は明らかに異なる以上、両者を区別する意味で『不正利得加害目的』と呼ぶことにしたい」とする⁽¹⁴⁾。この点について、筆者は当初「図利加害目的」の語を使用していたのであるが、上記佐久間教授の提唱を受けて、近時は「不正利得加害目的」の呼称を使用している⁽¹⁵⁾。本稿においてもこの呼称で統一することとする。

このような「図利加害目的」の語が広く使用されるに至ったのは法律の立案段階からの流れに起因していると思われる。当該目的要件についての改正が行われたのは不正競争防止法の平成21年改正時であるが、この審議会報告書には「図利加害目的」の語がみられる⁽¹⁶⁾。そして、「目的要件を『不正の競争の目的』から『図利加害目的』とする」と同報告書で明言された⁽¹⁷⁾ことなどから、同改正による改正後の目的要件が「図利加害目的」と呼ばれるようになったのだと考えられる。したがって筆者も当時はそのような流れの影響を受けていたということになる。

しかしながら、この「図利加害目的」の語はそもそも刑法247条の背任罪における目的要件の「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で」（傍点筆者）から来ている語であると考えられるのである。すなわち、この背任罪における法文の文言を略してできた語であると解されるのである。これに対し、不正競争防止法の21条1項各号においては、「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」（傍点筆者）とされているのである。これら法文内容を比較すると、後段はほぼ同じともいえるが、前段はかなり文言が異なることが理解されよう。つまり背任罪とは法文の文言が異なるのである。さらにいえば、「図り」と「得る」では、明らかに意味が異なるし、なにより不正競争防止法では「不正の」と修飾されている点で、こちらのほうがかなり文言としては強くなっているのである。よって、これらを同一視することはできず、不正競争防止法のほうはやはり法文の文言に忠実に「不正利得加害目的」の語を使用すべきではないだろうか。

立案者らは「図利加害目的」の用語を使用し続けており、この点、彼らは背任罪とまったく同じ解釈と考えたのか、それとも異なる解釈の可能性を意識しつつも単に使用し続けたのかはわからない。しかしながら、法律とは第一義に法文なのであるから、できあがった実際の法文の文言が異なる以上、その法文の文

言から解釈を考えざるをえないのは当然である。よって、「図利加害目的」の語を使用し続けるということは、それ自体、法文の解釈にミスリードを起こすのではないだろうか。

ゆえに、不正競争防止法 21 条 1 項各号の目的要件を論ずるときは「不正利得加害目的」の語を使用すべきである。

5. 「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」（不正利得加害目的）の解釈論について筆者の考え方

（1）積極的動機説か消極的動機説か

本判決を考えるうえで、この目的要件の解釈における重要な問題として、積極的動機説をとるか、消極的動機説をとるかがあるが⁽¹⁸⁾、結論としては、積極的動機説をとるべきである⁽¹⁹⁾。本人のためにする行為でなければ当該目的要件を充足するというのが消極的動機説であるが、不正競争防止法営業秘密保護法制の場合、それでは処罰範囲が広きに失するからである。以下、さらに理由をみてゆくこととしたい。

①積極的限定という趣旨

まず、21 条 1 項各号の営業秘密侵害罪においては、「処罰範囲を明確に限定」、「違法性を基礎付ける」といったはっきり意識された役割を担い⁽²⁰⁾、処罰範囲の限定を目的としてあえて規定されている⁽²¹⁾。この点からみても、積極的動機説が妥当であると思われる。

内部告発の目的が除外されているのは立案趣旨として明記されているが⁽²²⁾、これは、明らかに保有者（背任罪でいう本人）のためにする行為ではない。したがってこの点からみても積極的動機説と親和性が高い。また、反対説は、内部告発の目的のときなどは積極的動機説をとり、それ以外は消極的動機説をとるべき旨をいう⁽²³⁾が、これでは一貫性がなく、反対説の論者自らがとりたい結論に無理矢理あわせこんでいるにすぎないのではないだろうか⁽²⁴⁾。その点で同説は無理があるのである。

この目的要件は、改正刑法草案に記された企業秘密漏示罪への批判に対応するなどの役割も担っているといえよう⁽²⁵⁾。また、情報が意思疎通のツールであったり、情報伝達の必要があったりと、情報の伝達が必要不可欠な場合への対応もあるだろう。また情報というのは本来流通自由のほうが原則である⁽²⁶⁾というこ

ともある。

そのように考えると、保有者のためにする以外の目的はすべて包含されるとする消極的動機説は広きにすぎ妥当ではないのではなからうか。

②背任罪とは文言が異なること

また、上記 4 の項で述べたとおり、そもそも背任罪とは目的要件についての文言が異なる。したがって、背任罪が消極的動機説を採用したからといって、同じ解釈とされるいわれがない。

加えて、背任罪に比べて、強い文言が採用されているということがいえ、ここからも積極的動機説をとるべきことがいえよう。まず、「不正」の利益とあることから、この文言のない背任罪とは意義が異なるのではないか。「不正」を働くことを要求しているのであるから、単に本人のためでないというだけでは足りず、積極的な意図が必要であることが読み取れよう。また、背任罪が「図る」なのに対し、営業秘密侵害罪は「得る」である。この語感からも「利益を」積極的に「得る」ことが意識されているように思われるのである。よって、これらのことから積極的な意図が必要であるように読み取れるのである。

③「不正」の語の意義

文言の差異に関して、この「不正」の語について、さらに考えてみたい。

小野昌延博士は、旧不正競争防止法 5 条 2 号における商品・営業主体混同惹起行為についての解釈論ではあるが、「不正ノ競争ノ目的」の意義について論じておられる⁽²⁷⁾。平成 5 年改正によって、この「不正ノ競争ノ目的」は「不正の目的」と改正されて現行 21 条 2 項 1 号に残っているところである。これに対し、営業秘密については平成 15 年改正で導入された「不正の競争の目的」が平成 21 年改正で現在の不正利得加害目的に改正された点で類似の経緯をたどっているといえる⁽²⁸⁾。

同博士は、上記旧 5 条 2 号の場面での検討ではあるが、「不正ノ競争ノ目的」について、「むしろ『不正』の概念に重点がおかれるべきである」とし、「ここにいう不正は、公正競争秩序における反公序良俗性・反信義衡平性をいうものである」とするのである⁽²⁹⁾。

思うに、現在、同法における刑事諸規定の目的要件には「不正」の文言が 1 項のすべての号と 2 項の過半数の号で使われている⁽³⁰⁾。このこともあわせて考えると、不正競争防止法刑事規定の目的要件全般におい

て「不正」とは上記の「公正競争秩序における反公序良俗性・反信義衡平性」と考えてよいのではないだろうか。もっとも、営業秘密侵害罪については、平成21年改正では競争関係の有無は問わないとの改正趣旨がある⁽³¹⁾。よってこの21条1項の目的要件の解釈としては競争を要件にすることはできない。だが、それを踏まえても、「不正」の語には不正競争防止法ならではの意義があるのであるから、ここでいう「公正競争秩序」とは「不正競争防止法が目指す秩序のうちいずれかの秩序」と読むことができるのではないだろうか。ゆえに同法の「不正」においては「不正競争防止法で目指すいずれかの秩序に対する反公序良俗性・反信義衡平性」が問われているのではなからうか。

このように考えると、営業秘密侵害罪における「不正の利益を得る目的」とは「成果の冒用による利益を得る目的」と考えることができるのではないか。営業秘密侵害罪は「成果の冒用」を禁ずるものだからである⁽³²⁾。むしろ該当行為が「成果の冒用」となること自体の認識は不要であると考えられる。だが、当該目的要件は、対象行為を観察することにより（行為者が）成果の冒用によって（積極的に）利益を得ようとしているかどうかを見るべき要件と捉えることができるのではないだろうか。

ゆえに、保有者のための行為ではないとしても、成果の冒用による利益を得ようとしていなければ不可罰であると考えられる。そしてこのように積極的動機説をとることにより、「加害目的」についても、内部告発等についてはこれに該当しないとみることができるのである。これこそ整合性のとれた解釈とならう。

よって、不正競争防止法における「不正利得加害目的」とは、消極的動機説⁽³³⁾ではなく、やはり、上記述べたような考え方、すなわち、積極的動機説によるのが正しいといえるのである。

（2）3号における「不正利得加害目的」の考え方について

次に、3号における「不正利得加害目的」の解釈であるが、これについては、別稿でも述べたが⁽³⁴⁾、積極的動機説をとったうえでさらに考慮が必要であり、同号においては「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」と解釈されなければならない。過去の下級審裁判例⁽³⁵⁾も概ねそのようになっていると解される。

3号は危険犯処罰であり、3号の行為自体に法益侵害はない。その一方で、3号の状態が危険であることをもって処罰の意義があるわけである。とすると、何をもち、危険と考えるかがポイントとなるのであるが、筆者は、「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」営業秘密の「領得」を行った場合にはじめて危険であると考えるのである。

反対説⁽³⁶⁾は、自宅に書類が放置されている状態を危険と考えるのだと解され、それだけでも消極的動機説をとって処罰すべき旨を説く。しかしながら、筆者としてはこの状態は危険とは考えない。その理由は、秘密保持義務（秘密保持契約）にあると考えるのである。

営業秘密の複製物を自宅に持ち帰ったり、保有者の意に反する複製物を作成したりしても、そもそも、この者は営業秘密を知ることが予定されている者であり、知得する者の範囲が広がるわけではない。加えて、使用・開示の意思がまったくない者においては、上記秘密保持義務（秘密保持契約）があるため、秘密状態を保とうとするはずである。よってこの状態は必ずしも危険ではない。

したがって、使用・開示を行おうとしている者が複製等を行い「領得」を行った状態ではじめて、危険が生じるのだと考えるのである。いふならば、秘密保持義務という「鍵」が壊されようとはじめて危険が生じるのである。よって、近い将来の使用・開示を前提とした「不正利得加害目的」が3号には必要だと思われるのである。

逆に、反対説では可罰になりそうな、保有者のためではないが、使用・開示をする意思がまったくない者が複製物を自宅に持ち帰った場合などは、処罰根拠がないのではなからうか⁽³⁷⁾。たしかに対象者は保有者が示す管理方法をとらなかつたという点では批難に値しよう。この点で、勤務規則上の懲戒処分事由に該当したり、また、器物をそのまま持ち帰った場合などには刑法上の横領罪に該当したりする場合はあるかもしれない。そして、このように使用者の管理体制どおりに管理しないことは筆者もよいとは思わない。

だが、だからといって、刑事罰という峻厳な制裁を科す以上、法益侵害への危険がなければ処罰根拠はないのではなからうか。そう考えると、この場合は、法益侵害に至る可能性はほとんどないのであるから、成

果の冒用やその危険に至らない以上、刑事規定による処罰までの理由はないと考えるのである。

その一方で、「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的…、又はその保有者に損害を加える目的」がみてとれる場合は使用・開示への危険が進んでいる途中であると捉えられる。だから処罰根拠があると捉えるのである。

また、このように解さないと、同号によって日常生活と刑事罰がきわめて近接していることから、処罰根拠のある者となない者を区別せずに処罰してしまう危険もあるということになる。

よって、同号による処罰を行う際には、「近い将来予定される使用又は開示による不正利得加害目的」を立証しなければならないのではないだろうか⁽³⁸⁾。

(3) 第三者利得目的は含まれるか

さらに、「不正の利益を得る目的」には、第三者に利益を得させる目的（第三者利得目的）は含まれるかという問題がある。この点、背任罪については、「自己若しくは第三者の（利益を図り）」という文言が含まれ、第三者利得が含まれることは明白である。これに対し、営業秘密侵害罪ではこの文言がなく、解釈に疑義が生じうる。

とはいえ、結論からいえば、営業秘密侵害罪でも、第三者利得が含まれると解される。理由としては、立案段階では明白に第三者利得を含むあるいは外国政府に利益を得させる目的を含むとしているし⁽³⁹⁾、国会においても外国政府に利益を与える目的が含まれることを前提に審議がされており⁽⁴⁰⁾、解釈として第三者利得を含むことを承認したうえで、法律が成立していると解されるからである。

また、実体的な面からみても、行為者自身が利益を得る目的であっても、行為が第三者に利益を得させる目的であっても、営業秘密保有者（被害者）からみれば、法的批難の度合いはさしてかわらないように思われるからである。よって、この結論で妥当であろう。

だが、背任罪に比して、営業秘密侵害罪の法文の文言においては、「第三者」を明記しなかった点で問題なしとはしない。立案時立法時に「図利加害目的」の語ではなく、実際の法文の文言でもっと検討の要があったようにおもう。

(4) 「利益」は経済的利益に限られるか

さらに、ここでの「利益」は経済的利益（財産的利益）に限られるか、の問題があるが、過去に別稿でも

述べた⁽⁴¹⁾が、筆者は「利益」は経済的利益（財産的利益）に限られると解する。

上記のように「不正」を成果の冒用と捉えるならば、「利益」は必然的に経済的利益となってくるように思われるのである。

とはいえ、自己への「利益」が経済的利益でなくても、代わりに第三者「利益」が成立したり、「加害目的」で捉えられる場合もあったり、問題は少ない。

例えば、前職の営業秘密を転職先へ開示することにより、転職先における“功名心”（実際は虚栄心であろうが）を充足する目的の場合、自己利益としては非経済的利益であるようにもみえるが、“功名心”の間接的背景には、賃金を高くしたいとの「経済的利益」が認められる場合もある。そうでない場合であっても、“功名心”の背景に転職先に不正の利益を与える目的が認められるため、第三者利益について不正利得目的が認められ、要件を充足することとなろう。

また、在職中あるいは前職における営業秘密を自らが発明したと偽って学会発表するような行為⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾については、非経済的利益を得ようとする行為となろうが、これは「保有者に損害を加える目的」で読めるのではないだろうか。

以上のように考えると、「利益」は経済的利益に限られるということの問題はないように思われる。

6. 本判決の説示について

前置きが長くなったが、以上の内容を前提として、本判決の具体的内容について検討を加えたい。

(1) 規範的説示について

①積極的動機説か消極的動機説か

まず、規範的な説示からみてゆこう。この説示のうち、「当該複製がY自身又は転職先その他の勤務先以外の第三者のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、Yには法21条1項3号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる」という説示は、筆者が唱える積極的動機説と親和的であるといえる。

すなわち、判決は、退職後に利用する目的があるがゆえに「不正の利得を得る目的」があるのだ、としているわけで、ここをみるかぎり、当該最高裁の判示は積極的動機説であるといわなければならない。

裁判所が消極的動機説（「保有者のためにする」のでなければ目的要件を充足するという説）をとるので

あれば、ここまでの説示は不要であるように思われる。上記説示の直前に、「当該複製は勤務先の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的の存在をうかがわせる事情もない」という説示があるが、消極的動機説であれば、ここさえ説示すれば、その後の説示をしなくても不正利得加害目的が認定できるはずである。にもかかわらず、あえて、「Y自身又は…のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから」とまで述べているということは、成果の冒用の積極的な意図を認定することにより不当利得加害目的を認定し、積極的動機説をとっているといえるであろう。よって、この点の説示は概ね妥当であるように思われる。

②「不正の利益を得る目的」の意義等について

次に、「当該複製がY自身…のために退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、Yには法21条1項3号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる」の説示であるが、この意味は、(ア)「退職後に利用する」ことそのものを「不正の利益を得る」こととするのか、あるいは、(イ)「退職後に利用する目的」が認められ、その目的にしたがって利用（使用（場合によっては開示））することにより、「不正の利益を得る」（自らが高報酬を得る、転職先に利益を得させる、その他）こととなるから「不正の利益を得る目的」があったとしているのか、あるいは、(ウ)両方に含みをもたせているのか、(エ)これら両方の区別を考慮に入れていないのか、判然としない。この点、地裁判決は、全体としては最高裁判決に近い説示をしているように思われるが、上記(ア)と読める説示をしている点で問題があるように思われる。これに対して、最高裁判決は、可能性として、上記(ア)(イ)(ウ)(エ)のいずれの意味でも読めるように思われる。

この点、ここは(イ)のように読むべきであると思うし、また読めると思われる⁽⁴⁴⁾。これによって、3号における目的要件について、筆者がとるべきであると述べた「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」との解釈論、すなわち、不正利得加害目的は使用・開示に対するものであることとする解釈論に合致するからである。つまり、近い将来にはっきりと予定される転職先での使用により、Aが保有する情報を使用しての業務遂行を行い（これは成果の冒用と

いえる）、これにより転職先に利益を与え、自らもそれによる好評価により賃金その他の経済的処遇を上げる目的につながるため、「不正の利益を得る目的」があるといえることができるのである。もっとも、Yには、転職先での経済的処遇には興味がなく、転職先企業での“功名心”が目的かもしれないが、それらは転職先に経済的利益を与えることによって達成されることであるので、やはり「不正の利益を得る目的」があるということになるのであろう。よって、「利益」が経済的利益であることを要するとする筆者の考え方を妨げないといえる。

もっとも、(ア)でも(イ)でも結果としては大差がないということもいえる。「使用」目的はほとんどの場合、経済的利益につながるからである。ただ、経済的利益につながらず、かつ、秘密状態を担保できる「使用」がもし観念できるとしたら、(ア)は妥当ではないことになる。保有者の独占状態を失わせる危険もなく、成果の冒用にもつながらないからである。その点は考慮しなければならない。ただし、本事件において念頭におかれている「利用」は保有者の独占状態の担保にはならず成果の冒用にもつながるため、これらには大差がないといえよう。

③小括

以上、規範的説示では積極的動機説がとられており、もし、上記(イ)の意味であれば「不正利得加害目的」は「近い将来予定される使用又は開示により、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」の形になり、筆者の考え方に合致することとなる⁽⁴⁵⁾。もしそうであるならば、規範的説示については概ね妥当であるということになる。

(2) 退職後の利用の意図の推認について

判決は本件にあらわれた諸事情から退職後の利用の意図を推認しているが、次に、ここを検討したい。

退職後の利用の意図をあまりにも軽々に推認するのでは、結局、処罰性ある場合とない場合の切り分けができなくなってしまい妥当でない。したがって、ここは慎重に行う必要がある。

調査官解説は、本判決を事例判断であるという⁽⁴⁶⁾。つまり、本判決は、本件で現れた諸事情を総合考慮して判断しているものであろう。であるがゆえに、現れた事情すべてによって退職後の利用の意図を認定しているから、今後の本判決の射程を考えるうえで、ここで現れた事情の一部のみの一致をもって退職

後の利用の意図を認定するのは妥当でなく、射程は、ここで現れた事情のほぼ全部が現れたもののみということになり、狭いものとなる。

さて、本判決にみられる本件で現れた事情を概略まとめてみるに、平成25年7月16日の第一の複製では自宅において業務用パソコン（これの持ち出しは認められていた）から私物のハードディスクへ自動車の商品企画に関する情報などの複製を行った（同18日にはさらに私物パソコンに複製）。また、最終入社日であったはずの同年7月26日の翌日の7月27日の第二の複製では、Aのサーバーコンピュータから自動車の商品企画に関する情報などの複製を行った。

ここで本事件におけるYの行為や状況をまとめると、以下ようになる。

- ①退職直前の行為である。
- ②競合他社への転職が決まっている。
- ③禁止されている私物ハードディスクへの会社の情報の保存を行っている。
- ④第一の複製の後、業務データの整理を理由としつつ、在職中にファイルを用いた通常業務、残務処理等を行っていない。
- ⑤最終入社日後に荷物整理等を理由にあえて出社したのに、目的外の私物へのダウンロードを行っている。
- ⑥第二の複製では、写真の回収を理由としつつ、写真も含みながらも、写真以外の営業秘密の複製が大量に及び、また、これについては25日にも複製しようとするなどのこだわりも見せている。
- ⑦写真の回収を理由としつつ、写真だけを選別してダウンロードしようとしていない。

以上の状況証拠が揃えば、退職後の利用の意図ありとの結論は避けられないであろう。特に最終入社日後の大量の情報のダウンロードの行為は説明がつかない。もはや彼には業務が存在しないわけだからである。よって処罰性のない行為との切り分けは一応できしており、有罪判決となるのはやむをえないと解される。

ただ、この認定にあたっては、あくまで①退職直前の行為であること、②競合他社への転職が決まっていることに加え、勤務規則違反や説明における矛盾があるといった事例判断である。別事件で、このうちの一部の行為があった場合などに、その一部の行為を理由に、本判決の射程としてはならない。在職中であれ

ば、大量にダウンロードする場面はあるように思われ、そのあたりにおいて、処罰性のない行為との切り分け不全は防止する必要がある。

逆にいえば、今回は処罰性のない行為との切り分け不全がありえないとの心証になったがゆえに、有罪の結論となったのではないだろうか。その辺りは妥当な判断を行っているとは思われる。

以上の内容から本判決の射程を考えると、本判決は事例判断であるから、上記①から⑦までが揃わないと射程には入らないと思われる。とりわけ、在職中の従業者一般には適用できず、退職直前であったこと、退職時に業務とは無関係のきわめて不審な行為があったこと、退職記念などの目的とも考えられないこと、といった条件がすべて揃わないと射程には入らないのである。

加えて、②の競合他社であるとの判断であるが、対象情報が自動車の商品企画に関する情報であることも考慮すべきであろう。転職先での使用可能性も検討し、本事件においては転職先での使用可能性ありと判断したから有罪となったと考えるべきである。競合他社であっても転職先での使用可能性がない場合は射程には入らないと考えるべきである。

（3） Y側の反論について

一方で、Y側は、「法21条1項3号にいう『不正の利益を得る目的』があるというためには、正当な目的・事情がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならない、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にするなどという曖昧な目的はこれに当たらない」などと主張しているようである。これは下級審判決に反論するための主張であると思われるが、この主張は逆に、情報を転職先等で直接的又は間接的に参考にする予定であったことを示唆していることにならないだろうか。Y側は、金銭との交換により「開示」を行うことのみが違法であると考えていたのかもしれないが、「使用」を行うことも重大な法益侵害行為になりうるものであり、また、それは、業務効率の向上をもたらすとともに経済的利益に結び付くのであるから、これは「曖昧な目的」ではないといわざるをえない。とりわけ本事件では自動車の商品企画に関する情報なのであるから、これを参考にして転職先での商品企画を行うとすれば、まさにそれは営業秘密の使用そのものにあたり、判決は妥当であるということになる。

（４） 原判決等との比較について

①原判決との比較

原判決は、「高い経済的価値を有する重要な営業秘密を不正競争防止法 21 条 1 項 3 号という極めて当罰性の高い態様で領得した場合に、正当な目的がなく専ら自己又は第三者の何らかの利益を図るためであるときには、その利益の内容が明確かつ具体的な意欲ではなく、また非財産的なものであったとしても、同法 21 条 1 項 3 号における『不正の利益を得る目的』に該当するというべきである」とする。

これはどちらかというとな消極的動機説に近いように思われる。また、当該説示が、近い将来の使用・開示を前提としていない点で不適切だと思われる。上述したとおり、3号の制度としての位置づけからすれば、目的要件については近い将来の使用・開示が前提でなければならぬと解されるのである。しかし、この説示だと、「領得」行為自体への「不正利得加害目的」でも同号に該当することになってしまおう⁽⁴⁷⁾。この点で妥当ではない。

また、原判決は、「何らかの利益を図る」とあるが、ここもまた妥当ではない。背任罪においてはこの説示も妥当しようが（刑法 247 条参照）、営業秘密侵害罪は、「不正の利益を得る」なのである。よって、「何らか」では足りず「不正」であることが必要であり、利益は「図る」のではなく「得る」でなければならないのである。

さらにいえば、原判決では、「利益」は非財産的なものも含むとしているが、上述のとおり、「利益」は経済的利益に限るべきであろう⁽⁴⁸⁾。この点でも原判決は妥当でないように思われる。なお、最高裁判決ではこの説示はなくなっている。

これらの説示から考慮すると、本最高裁判決は、高裁判決に比して筆者の考え方に近づいているように思われるし、上記（イ）の意味で読めば一致もする。そして高裁判決に比して言えば妥当性は増しているように思われるのである。

なお、筆者の原判決等についての評釈⁽⁴⁹⁾では、上記高裁判決の説示を批判し、「近い将来予定される使用により、不正の利益を得る目的」で判断すべきであることを述べた⁽⁵⁰⁾。そして、①対象となる行為を行った時期が転職直前であること、②転職先が競合他社であること、③対象となった情報（営業秘密）の内容・種類およびその量、④抗弁が不自然であること、から

転職先での使用の意思が認められ、上記判断枠組みで有罪にすべき旨を述べた⁽⁵¹⁾。比較するに、最高裁判決が上記（イ）の意味で読めるのであれば原判決に比して筆者の考え方に近づいているように思われる。最高裁判決のほうが妥当であろう。

なお、原判決も最高裁判決も結論は同じではあるのだが、原判決では「領得」そのものへの使用・開示を伴わない「不正利得加害目的」で有罪とする途を開くため、やはり妥当ではなかろう。また「不正利得加害目的」を広く解しており、本事案に比して処罰性の少ない事案を処罰してしまう危険性を内包している。その点でも妥当ではなかろう。

②地裁（第一審）判決との比較

地裁判決は、諸々の状況証拠から使用の目的を認めている点では最高裁判決に近いように思われる。

ただ、地裁判決は、（Y は、）「これらの情報／A の営業秘密」「を」「転職先等で」「直接的又は間接的に参考にして活用しようとしたなどといった不正の利益を得る目的」「の／が」「あったことが推認される」としており、上述したとおり、「転職先で活用すること」が「不正の利益を得る目的」であると判断しているようである。これに対し、最高裁判決は、「退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認できるから、Y には法 21 条 1 項 3 号にいう『不正の利益を得る目的』があったといえる」とあり、若干ニュアンスが異なる。

上述したとおり、最高裁判決も、退職後の利用を目的とするからその利用により不正の利益を得るのだと、ワンクッション置いて解釈すべきであり、退職後の利用そのものを不正の利益と解すべきではない。この点は意義としては重要なことであるように思われる。

7. おわりに

本最高裁判決では、疑問な点もあるものの、積極的動機説と親和性が高いと思われる点、近い将来の使用による不正利得加害目的を意識していると解される点、そして高裁に比して、不正利得加害目的をやや限定的に解釈したと思われる点で、妥当であると思われる。ただ上記の目的要件のワンクッションの問題はあろう。

21 条 1 項 3 号は対象行為が日常生活と重なるため、その該当性の認定は慎重であるべきである。本最高裁判決では犯罪行為と日常行為との切り分けができてい

と思われる。その点は妥当であろう。裁判所は、事例判断により、処罰性があると確信したがゆえに有罪としたと解される。

とはいえ、3号の案件については引き続き切り分け不全を起さぬよう慎重な対応が望まれるところである。

(注)

(1)最高裁第二小法廷平成30年(あ)第582号(不正競争防止法違反被告事件)。TKC法律情報データベース(判例DB)(LEX/DB25449846)。

本最高裁判決の調査官解説として、久禮博一「不正競争防止法(平成27年法律第54号による改正前のもの)21条1項3号にいう『不正の利益を得る目的』があるとされた事例」(最高裁時の判例)ジュリスト No.1535(2019年8月)96頁、がある。

原判決:東京高判平30・3・20TKC法律情報データベース(判例DB)(LEX/DB25560096)。

第一審判決:横浜地判平28・10・31TKC法律情報データベース(判例DB)(LEX/DB25545259)。

原判決と第一審判決をあわせた評釈として、筆者は、帖佐隆・判批「判例評釈 自動車商品企画情報事件(日産営業秘密事件)地裁判決および高裁判決」特許ニュース(2018年)[上]=No.14757 1頁及び[下]=No.14758 1頁、を発表している。

(2)「営業秘密を領得」の語が不正競争防止法21条1項3号の法文に使われているが、これは実に不適切な文言による立法である。有体物に使用する用語を性質の異なる無体物に使用するということは、刑罰法規として内容が不明確となるし、また、どの時点で既遂になるかも不明確となるからである。詳細は、筆者による論考である、帖佐隆「不正競争防止法21条1項3号と任務違背・図利加害目的」久留米大学法学No.74(2016年)39頁[45頁以下]参照。なお、「領得」というと、悪質性が強いかなのような語感があるが、上記の点なども考慮すると、この言葉は単なる立案者の造語である点に注意が必要である。

(3)久禮・前掲注1 97頁-98頁、帖佐・前掲注2 62頁以下。

(4)帖佐・前掲注2 64頁以下。

(5)玉井克哉「営業秘密侵害罪における図利加害の目的」警察学論集68巻12号34頁[35頁以下]。

(6)この保護法益についてのより詳細な筆者の考え方は、帖佐・前掲注2 40頁以下を参照。

(7)例えば、経済産業省管轄の審議会である、産業構造審議会知的財産政策部会 技術情報の保護等の在り方に関する小委員会「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」(平成21年2月)(同小委員会報告書、以下「平成21年報告書」という。)(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/set.eigyohimitsu.pdf>)8頁。加えて、その他各種文献に記載。

(8)田村善之『不正競争法概説』(第2版,2003年)10頁は、「競争秩序」の概念の意味を明らかにする必要がある旨を説くとともに、違反とされるべき規範を明らかにしなければ循環論法となる旨を説く。よって「競争秩序」の意味を明らかにしなければ循環論法となり、これが明らかでない、多くの行為が根拠なく「競争秩序に反する」ことになってしまい妥当でない。ゆえに「競争秩序」の意味を明らかにすることは必須である。また、田村善之「営業秘密の不正利用行為をめぐる裁判例の動向と法的な課題」*パテント* Vol. 66 No. 6(2013年)79頁[98頁]も「競争秩序に反する」についてと循環論法について述べる。

(9)「競争秩序」「成果の冒用」「公正な競争秩序」といった考え方は、渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ』(第2版,2008年)12頁-24頁、小野昌延=松村信夫『新・不正競争防止法概説』(第2版,2015年,青林書院)17頁、小野昌延『不正競争防止法概説』(1994年)15頁、小野昌延編『新・注解 不正競争防止法』(上巻)(第3版,2012年,青林書院)22頁-23頁[小野昌延執筆部分]、田村善之『不正競争法概説』(第2版,2003年)17頁-19頁といった文献に考え方が述べられており、帖佐隆「刑法における『領得』概念と無形的な営業秘密の保護」久留米大学法学 No.73(2015年)1頁[21頁以下]で整理しておいたところである。

(10)このあたりについて筆者は、帖佐・前掲注2 43頁以下で検討している。

(11)帖佐・前掲注2 45頁。

(12)このあたりについては、帖佐隆「営業秘密刑事的保護法制改悪論の問題点」久留米大学法学 No.61(2009年)256(1)頁でも述べた。

(13)例えば、経済産業省知的財産政策室編『逐条解説 不正競争防止法』(2016年,商事法務)220頁など。

(14)小野昌延編『新・注解 不正競争防止法』(下巻)(2012年,第3版,青林書院)[佐久間修執筆部分]1347-1348頁。

(15)なお、このように言いつつ、過去の筆者の論考である、帖佐隆「不正競争防止法21条1項3号と任務違背・図利加害目的」・前掲注2文献では、このようにタイトルにまで「図利加害目的」の語を使っている。適宜「不正利得加害目的」と読み替えて考えていただければ幸いである。

(16)平成21年報告書・前掲注7 7頁以下。

(17)平成21年報告書・前掲注7 8頁及び9頁。

(18)久禮・前掲注1 97頁-98頁、帖佐・前掲注2 62頁以下。

(19)帖佐・前掲注2 64頁以下。

(20)経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説 不正競争防止法』(有斐閣,平成15年改正版,2003年)146頁-147頁。平成21年改正時の経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説 不正競争防止法』(有斐閣,平成21年改正版,2010年)176頁-177頁も同旨。

(21)このことについては、帖佐・前掲注2 65頁でも述べている。

(22)平成21年報告書・前掲注7 9頁。

(23)玉井・前掲注5 63頁。

- (24) 反対説については、帖佐・前掲注2 79頁でも批判を加えた。
- (25) 経済産業省知的財産政策室・前掲注20（平成15年改正版）146頁、帖佐・前掲注2 64頁。
- (26) この点について筆者はしばしば述べている（帖佐・前掲注2 65頁、帖佐隆「不正競争防止法における営業秘密の秘密管理性概念について」久留米大学法学 No.78（2018年）39頁〔55頁〕）。これは情報についての法的な扱いの原則であるが、この原則については、近時、宍戸常寿編著『新・判例ハンドブック【情報法】』（2018年）3頁、4頁などでも記載されているところである。
- (27) 小野昌延「不正競争防止法」平野龍一＝佐々木史朗＝藤永幸治編『注解特別刑法第4巻 経済編』（第2版、1991年、青林書院）17頁以下。
- (28) もっとも、不正競争防止法平成5年改正における立案者解説は、同改正によって、この「不正の目的」という文言に変更したことは、「構成要件の変更を企図したものではない」という（通商産業省知的財産政策室監修『逐条解説 不正競争防止法』（1994年、有斐閣）105頁）。
- (29) 小野・前掲注27 18頁。
- (30) 21条1項の各号と21条2項2号、3号、4号では「不正の利益を得る目的で」と、21条2項1号では「不正の目的をもって」とある。
- (31) 平成21年報告書・前掲注7 5頁、8頁、9頁等、経済産業省知的財産政策室・前掲注20（平成21年改正版）175頁。
- (32) 小野＝松村・前掲注9 17頁、小野・前掲注9 15頁、小野編・前掲注9 22頁-23頁〔小野執筆〕、田村・前掲注9 18頁、渋谷・前掲注9 16頁-17頁、帖佐・前掲注9 22頁以下。
- (33) なお、調査官解説（久禮・前掲注1 96頁〔97頁-98頁〕）は、立案時審議会（産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会）で山口厚委員が消極的動機説を示唆する意見を述べていた旨を採り上げる（第5回議事録＝<https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004524/gijiroku05.html>参照）。しかし、この発言時（平成20年9月30日）には、完成形の法文（案）はまったく公表されていないわけである。また山口委員は、正確には「背任罪と恐らく条文が全く同じではないので」（同議事録、傍点筆者）としており、同委員も当時まだ完成形の法文（案）を見ていないことがみとれるのである。つまり経済産業省側が「図利加害目的」と言い続けているからその解釈としてこのように消極的動機説のことを発言したにすぎないのではないか。よって、そのように実際の法文が定まらない中でのこの山口発言は、できあがった法文が背任罪とはかなり異なるものになったことも鑑みると、営業秘密侵害罪について背任罪と同じ消極的動機説をとるべき根拠にはならないのではないだろうか。
- (34) 帖佐・前掲注2 69頁以下。
- (35) 例えば、名古屋地判平24・10・11TKC法律情報データベース（携帯電話機契約者情報事件）、名古屋地判平26・8・20TKC法律情報データベース（ヤマサキマザック事件地裁）、大阪地判平27・11・13TKC法律情報データベース（エディオン事件）など。これらの判決の概要の紹介については帖佐・前掲注34参照。
- (36) 玉井・前掲注5 45頁。
- (37) この場合の危険度は、秘密保持契約を締結したうえで、外部企業に営業秘密たる書類等を渡している場合と変わらないように思われる。
- (38) 上記注33小委員会第5回議事録・前掲注33を確認したところ、筆者は本稿執筆にあたってはじめて気づいたのであるが、苗村憲司委員が3号の「図利加害目的」について懸念を示したのに対して、経済産業省の中原裕彦室長（事務局）は、「図利加害目的があるというのは、何らかの使用するなり、開示するなりの目的が前提となり…図利加害目的のような主観的要件を要求するというのは、何らか後の行為が予定されていることを意味します」と回答している。これを前提にするならば、少なくとも3号について消極的動機説はとりえないし、「図利加害目的」は使用・開示が前提であることを経済産業省自らが認めていることになるのではないだろうか。ゆえに、この小委員会の議事録を重視するならば、3号については筆者の説しかとれず、玉井・前掲注5論文のような反対説はとりえないのではなかろうか。
- (39) 平成21年報告書・前掲注7 5頁及び9頁。
- (40) 第171回国会衆議院経済産業委員会議録第8号（平成21年4月17日）13頁（谷合大臣政務官の発言）。
- (41) 帖佐・原判決等批判〔下〕・前掲注1 3頁以下。
- (42) なお、この状況で、特許出願をするような場合、特許権は財産権なので「経済的利益」であろう。よって、「不正の利益を得る目的」に該当すると解される。
- (43) 自分がなした発明について勤務先の営業秘密ともなっているものを、勤務先の許可を得ずに学会発表や特許出願する行為については、そもそも21条1項3号～6号における「示された」に該当しないので、不可罰であり、上記問題を論ずるには当たらない。なお、自分でなした発明等が、この「示された」に該当しない点については別稿で既に述べた。帖佐隆「情報は『帰属』するのか－投資用マンション顧客情報事件を題材として」久留米大学法学 No.69（2013年）196（71）頁〔164（103）頁、156（111）頁、153（114）頁、151（116）頁、150（117）頁、等〕。また、筆者による過去の関連論文として、帖佐隆「営業秘密保護法制と従業者自身が成した情報」知的財産法研究（専工業所有権研究所）Vol.47-1 No.134（2006年）がある。また、他の研究者で同様の考え方であると解されるものとして、田村・前掲注9 342頁以下がある。
- (44) 久禮・前掲注1（調査官解説）98頁で、筆者の考え方に言及していること、及び、明確に（ア）と思われる地裁判決とは異なった書き方をしていることからすれば、最高裁判決は（イ）の考え方を意識して説示していることが十分に考えられる。また、（ウ）もありえよう。
- (45) なお、調査官解説（久禮・前掲注1 98頁）が、筆者の見解、及び、反対説の見解を示していることに鑑みれば、判決

時にも、裁判所は、この見解の対立について理解し、そのうえで判決していると思われる。

(46)久禮・前掲注1 99頁。

(47)「領得」行為自体への「不正利得加害目的」で3号に該当すると認めるのはやはり妥当でない。筆者が述べるとおり、やはり使用・開示に対するものでなければならない。

3号には民事規定がない、これは「領得」のみでは、経済的利益や損害が観念できないからであろう。にもかかわらず、「営業秘密の領得」自体にむりやり「利益」や「損害」を求めて処罰するとなれば、法益と危険の趣旨に鑑みれば何を処罰しているのかわからなくなるからである。

もっとも、所属企業における規律違反があれば、企業内での懲戒処分を否定するものではない。

(48)例えば、営業秘密たる設計図が芸術的に美しいので自宅の引き出しに入れて時々鑑賞したいとする目的（非経済的利益を得る目的）が真実だとすれば、秘密保持義務をしっかり遵守する意思がありさえすれば、そこに危険はないように思われる（ただし、この主張が認められるかどうかは別論で

ある）。

(49)帖佐・原判決等判批・前掲注1。

(50)帖佐・原判決等判批 [下]・前掲注1 1頁、及び4頁以下。

(51)帖佐・原判決等判批 [下]・前掲注1 5頁以下。

(原稿受領 2019.9.7)

(追記)

本稿提出後、本最高裁判決の評釈として、山根崇邦「従業者によるデータの持出しと営業秘密領得罪——日産自動車事件最高裁決定を契機として——」L & T No.85 (2019年) 3頁、谷井悟司「不正競争防止法（平成二七年法律第五四号による改正前のもの）二一条一項三号にいう『不正の利益を得る目的』があるとされた事例」(刑事判例研究(2))法学新報126巻3・4号(2019年)79頁、に接した。

ヒット商品は こうして 生まれた!

平成30年
改訂版

**JPAA
Information**

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております。「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。